

6 contents

特定排水設備(大型ビルなど)の 接続負担金制度

6-1 接続負担金制度とは

接続負担金制度とは、近年の本市における建築物の大型化・高層化により汚水量が急速に増加して、既設下水道施設では収容できなくなっている現状から、**一定量以上の汚水を排出する建築物を新設・増設する方(建築主)などに、下水道を利用する時点で、既設下水道施設の増強に要する費用の一部を負担していただく制度**です。

(注)特定排水設備とは、建築物から排出される1秒間の最大汚水量が5リットルを超える排水設備および施設をいいます。

6-2 接続負担金を納めていただく対象の設備とは

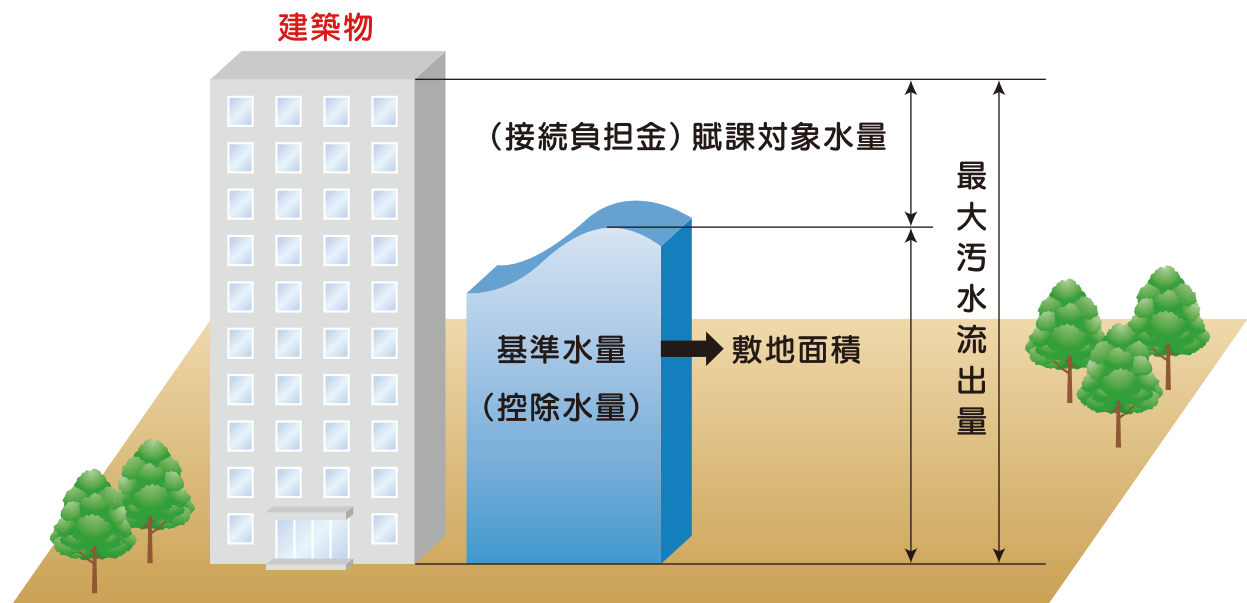
接続負担金は、建築物の新築・増改築などによって、**排水設備の設置や改築を必要とする際に、1秒間の「最大汚水流出量(注1)」が、「基準水量(注2)」を超える場合に賦課**されます。

(注1)最大汚水流出量とは、当該建築物から排出される汚水量の最大値をいい、**衛生設備器具(便器や洗面器具、排水ポンプなど)の種類ごとの個数によって算定**されます。
(注2)基準水量は次の計算式で求められます。

計算式

$$5\text{リットル} + \left(\frac{\text{当該建築物等の敷地の面積(平方メートル)} - 1,000\text{平方メートル}}{1,000\text{平方メートル}} \times 3\text{リットル} \right)$$

※「敷地面積」とは、新築又は増改築後の建築物等に係る建築基準法施行令に定める敷地面積とします。ただし、敷地面積が1,000平方メートル未満の場合での基準水量は、5リットル/秒となります。



6-3 納めていただく接続負担金の額

(1) 賦課対象水量

賦課対象水量は、当該建築物の最大汚水流出量が**基準水量**を超える部分の水量です。

(2) 接続負担金の単価

接続負担金の単価は、**賦課対象水量1リットルにつき180万円**です。

(3) 接続負担金の額は、下の式により算出されます。

$$\text{接続負担金} = \text{賦課対象水量} \times \text{180万円 接続負担金単価}$$

$$\text{賦課対象水量} = \text{当該建築物からの最大汚水流出量 (l/秒)} - \left\{ \text{5 l/秒} + \left(\frac{\text{当該建築物の敷地面積 (m}^2\text{)} - 1,000\text{m}^2}{1,000\text{m}^2} \right) \times \text{3 l/秒} \right\}$$

計算例

●最大汚水流出量12.62リットル/秒、敷地面積2,500平方メートルの建築物の場合

接続負担金額＝

$$\left[\text{12.62 l/秒} - \left\{ \text{5 l/秒} + \left(\frac{\text{2,500m}^2 - \text{1,000m}^2}{\text{1,000m}^2} \right) \times \text{3 l/秒} \right\} \right] \times \text{180万円} = \text{3.1 l/秒} \times \text{180万円} = \text{558万円}$$

最大汚水流出量

基準水量 9.50 l/秒

小数点以下第2位四捨五入

6-4 建築物の増改築で最大汚水流出量が増加し基準水量を超える場合の取扱い

増改築前の最大汚水流出量が基準水量を超えていない場合は**基準水量を超える部分**が賦課の対象となります。また、増改築前の最大汚水流出量が基準水量を超えている場合は**増改築前の最大汚水流出量を超える部分**が賦課の対象となります。

この場合、**既存建築物を取り壊す前に「最大汚水流出量算定額」を提出し**、増改築前の最大汚水流出量の算定を受けなければならない場合がありますので、ご相談ください。

(注)この算定手続きを行わないときは、基準水量を超えた部分の全水量が賦課の対象となりますのでご注意ください。

6-5 敷地の面積が減少した場合の取扱い

この制度の適用を受けた特定排水設備設置者は、接続負担金の算定基礎となる**敷地の面積が減少したとき**には、すでに納入した接続負担金の

増加に伴う**追徴**または新たに接続負担金を賦課されることがあります。この場合、**必ず「敷地面積変更届」の提出**が必要です。

6-6 接続負担金額の確定または変更の通知

接続負担金額が確定したときは、「接続負担金額確定通知書」により特定排水設備設置者に接続負担金額を通知いたします。

また、最大汚水流出量の増加または敷地面積の

減少により、接続負担金額が増加したときは、「接続負担金額変更通知書」により特定排水設備設置者に接続負担金の追徴額を通知いたします。

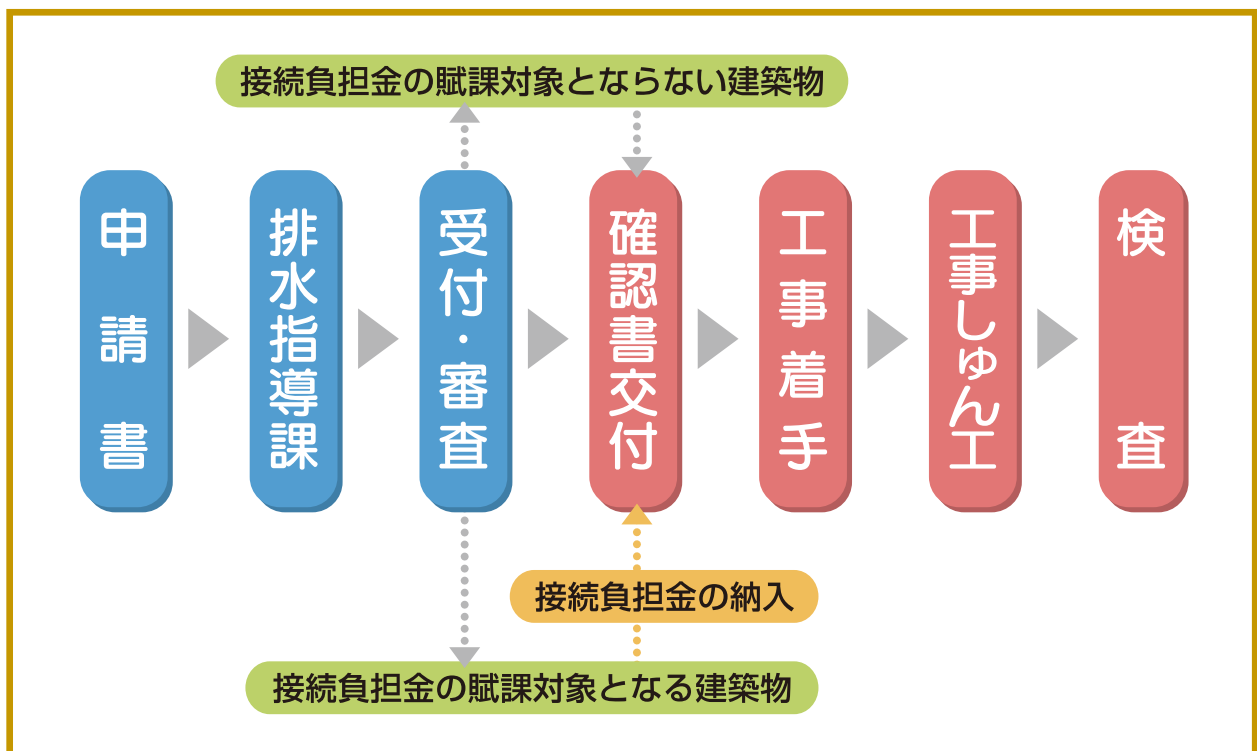
6-7 接続負担金の納入期日

接続負担金額の確定通知を受けた特定排水設備設置者は、**納入通知書に記載されている日までに、接続負担金を納入しなければなりません。**

また、最大汚水流出量の変更または敷地面積の

減少により、接続負担金に追徴額を生じてその通知を受けた場合も同様に接続負担金を納入しなければなりません。

6-8 事務手順



提出書類

1. 「排水設備設置等確認申請書」
2. 「公共下水道使用開始届」
3. 見取り図(排水設備を設置又は改築する土地の位置及び隣接地を表示すること。)
4. 排水平面図(縮尺200分の1以上)
5. 排水縦断図(縮尺200分の1以上、縦100分の1以上)
6. 最大汚水流出量計算書(衛生設備器具の種類、形状、数量を記入し、排水ポンプを設置されている場合は吐出量の計算書が必要です。)
7. 建築確認通知書の写し
8. 敷地面積関係図書
9. 建物の各階平面図及び立管図
10. 構造詳細図(縮尺20分の1以上)

●問い合わせ先
事業推進部 排水指導課(☎818-3422)